赤穂市契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２３日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

赤穂市訓令甲第６３号

赤穂市契約規程の一部を改正する規程

赤穂市契約規程（昭和３９年赤穂市訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

様式第３号第３条第２項を次のように改める。

２　内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）第１０条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

付　則

１　この規程は、令和８年１１月１日から施行する。

２　この規程の施行の日前に改正前の赤穂市契約規程により契約を締結したものについては、なお従前の例による。